（別紙１―１ 中間前金用）

特　約　条　項

中間前金払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第37条は適用しない。

ただし、会計年度を超えて施工する必要のある工事(繰越明許費又は債務負担行為に係る工事)について、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合に限り適用するものとする。

（注）本特約による選択は､工事の施工期間中において､いかなる場合にも変更又は取り消すことができない。